

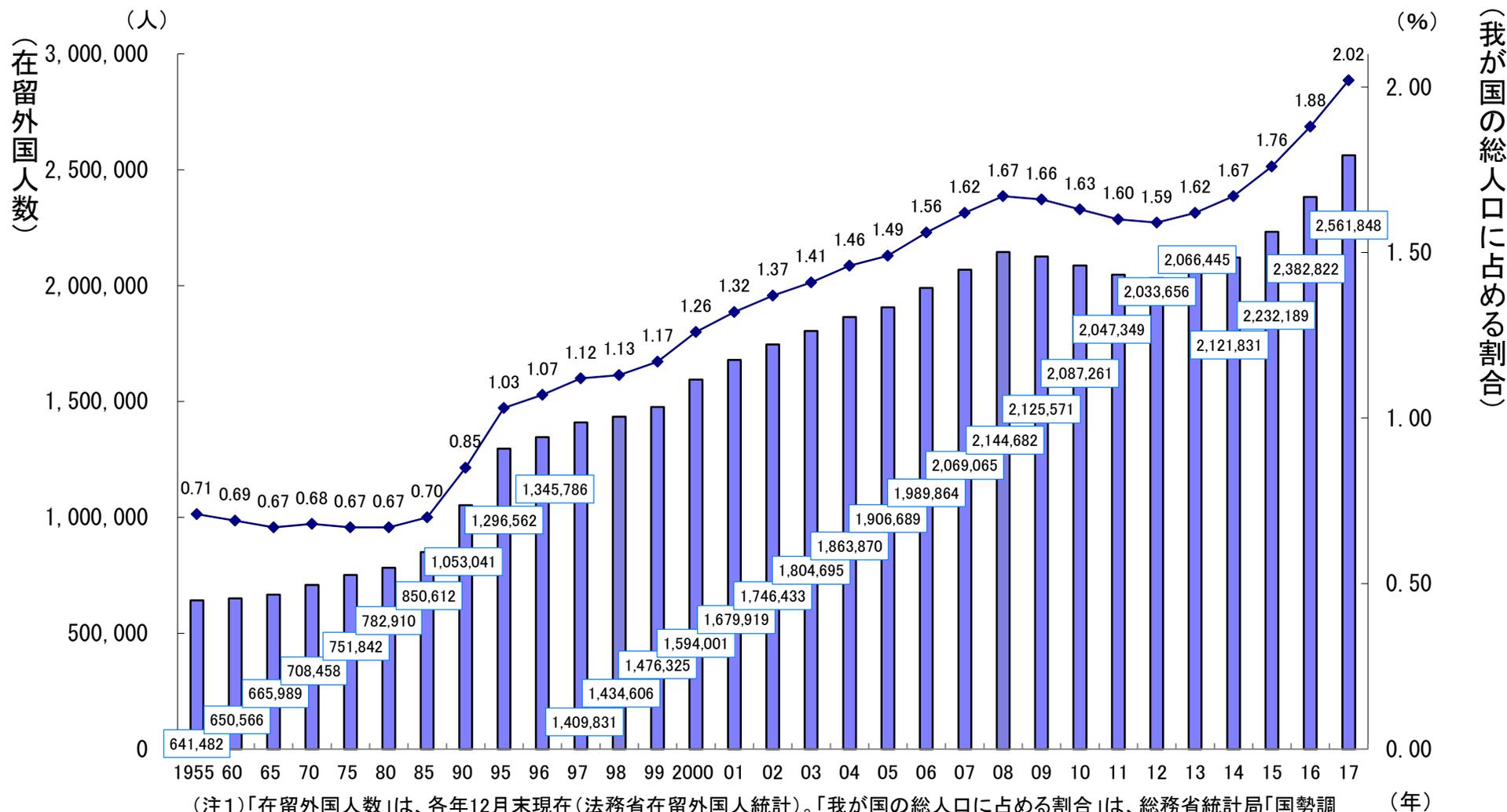


地方公共団体における国際交流について

平成30年7月13日(金)

在留外国人数の推移

○在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加していたが、リーマン・ショック(2008年)後減少に転じ、その後再び増加傾向に。

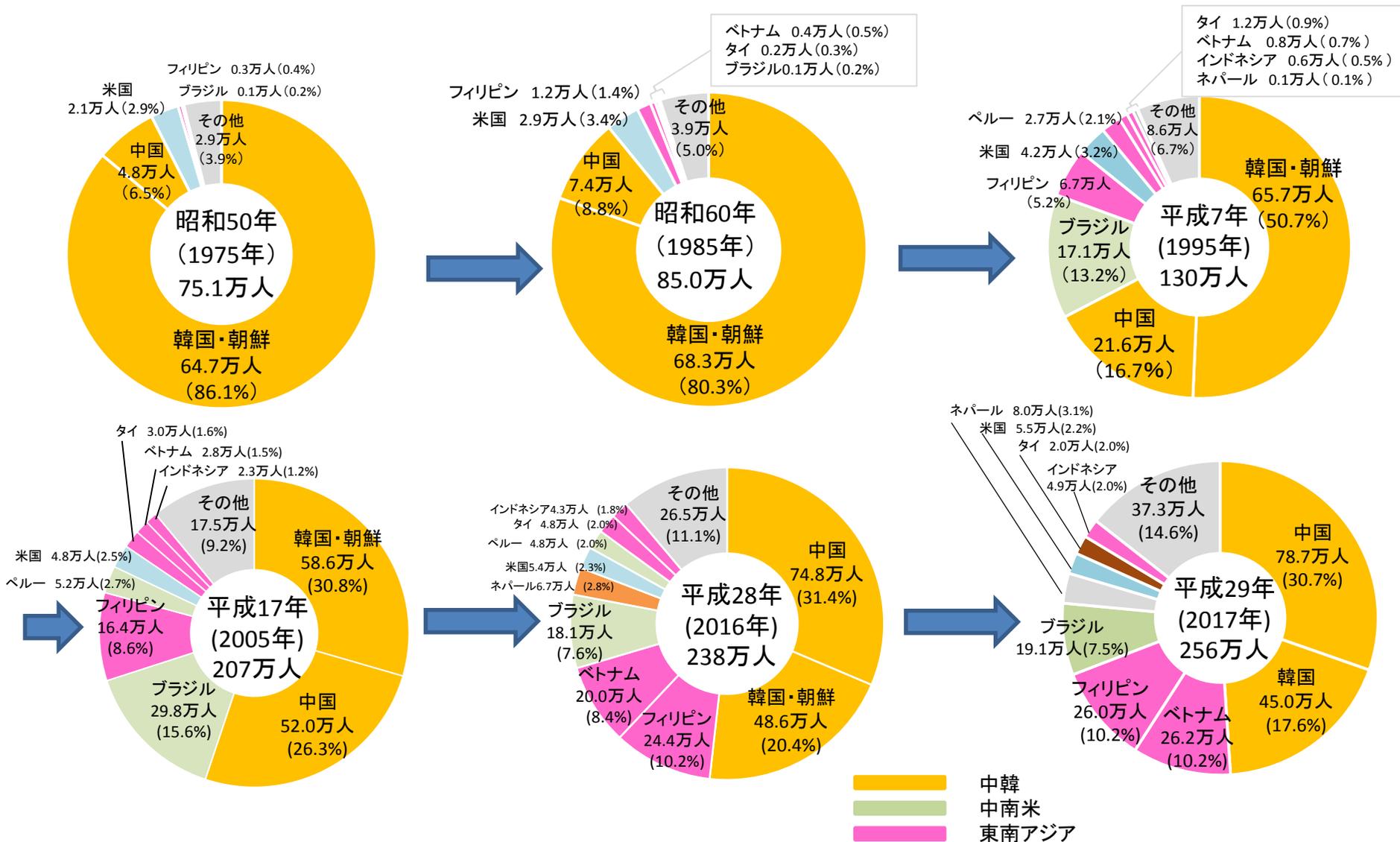


(注1)「在留外国人数」は、各年12月末現在(法務省在留外国人統計)。「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在。

(注2)昭和60年までは外国人登録者数、平成2年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

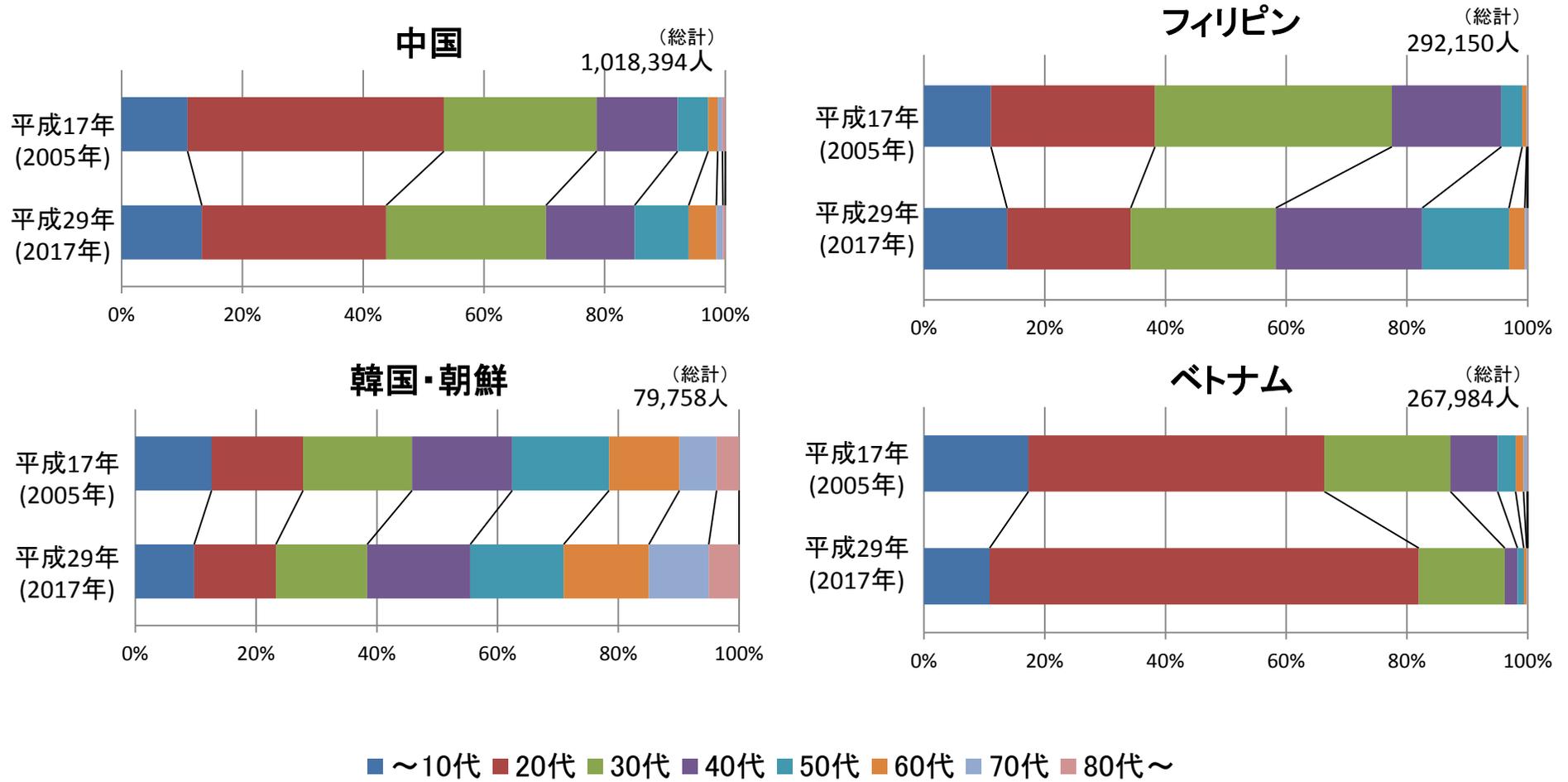
在留外国人の国・地域別内訳の変遷

○80年代までは中国・朝鮮が大半を占めていたが、90年代に入るとブラジルなどの中南米が増加し、近年はベトナムやフィリピンなどの東南アジアが増えている。



主な国籍別 在留外国人の年齢構成

○韓国やフィリピンなどでは高齢化が進む一方、ベトナムは10代・20代が大半を占めている。



(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。各年12月末現在の数値。

(注2) 平成17年の総計には、外国人登録者数のうち、「中長期在留者」に該当し得ない在留資格(「短期滞在」等)をもって在留する者も含む。

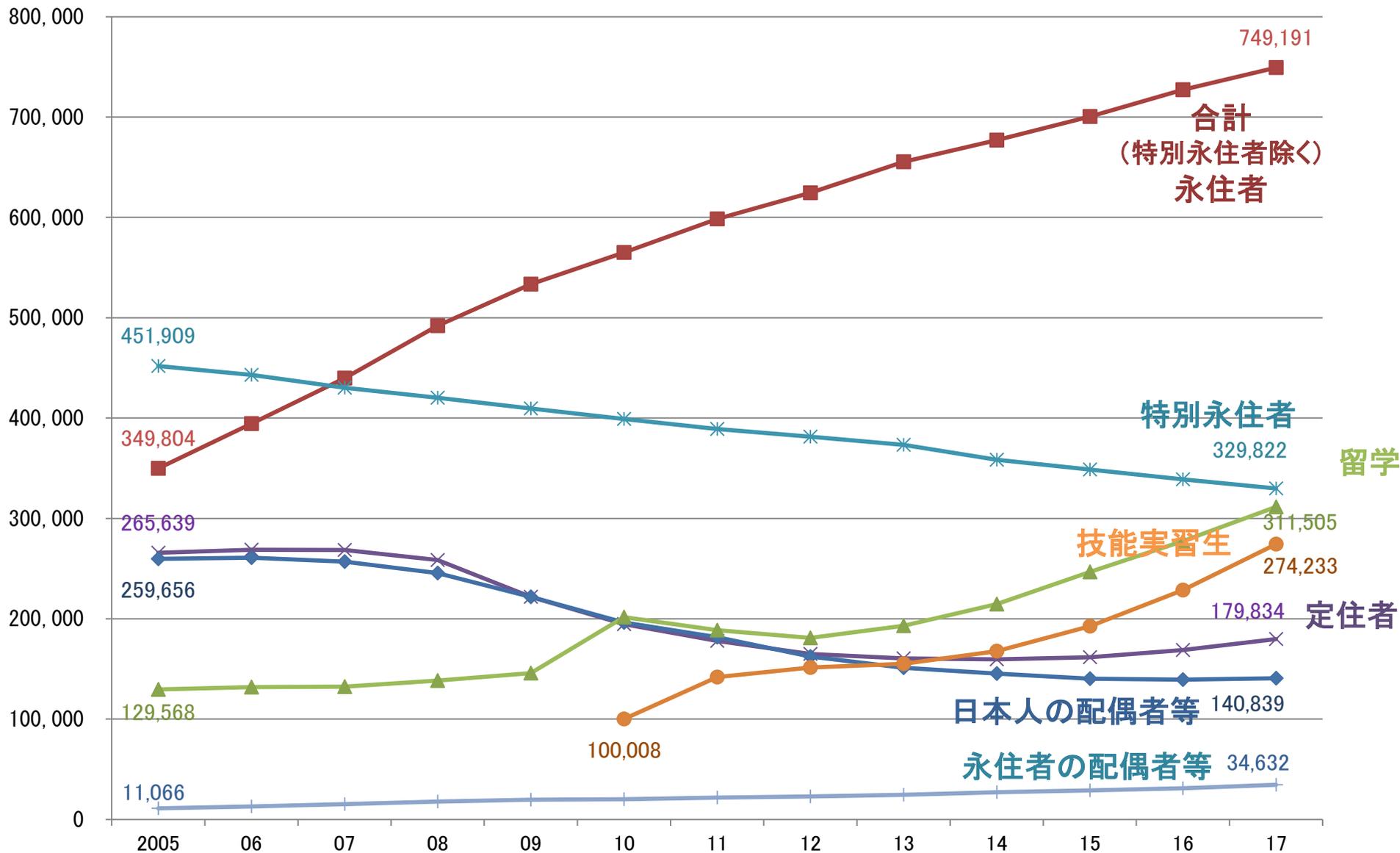
(注3) 平成17年の「中国」は台湾を含むものであることから、比較上、平成29年についても同じ取扱とした。

主な在留資格等

分類	在留資格等	内容	例
身分又は 在留地位 に基づく	定住者	特別な理由を考慮し、5年を超えない範囲で一定の在留期間を指定して居住を認める者	日本人配偶者との離死別により在留資格変更を余儀なくされる者や、第三国定住難民など
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子
	永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
	永住者	一定の要件を満たし、法務大臣が永住を認める者	原則10年以上継続して日本に在留している等の条件を満たす者や、「日本人の配偶者」の在留資格を持ち日本に1年以上居住し結婚後3年以上経過した者、「定住者」の在留資格を持ち日本に5年以上在留した者など
活動に 在留に 基づく	技能実習	雇用関係の下で日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟をする者	日本の企業が人材育成を目的に受け入れた開発途上国等の青壮年労働者など
	留学	大学、大学院、短大、専修学校の専門課程、準備教育機関、高等専門学校等の教育機関で学ぶ者	日本の大学や日本語教育機関等に通う外国人学生
に 入 定 管 特 ら 例 れ た 法 た （※ 資 格）	特別永住者	法務大臣が永住を認める者（入管特例法に定められた在留の資格）	敗戦以前から日本に住み、サンフランシスコ平和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している外国人とその子孫など

※「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」。

永住者、特別永住者、定住者等の人数推移

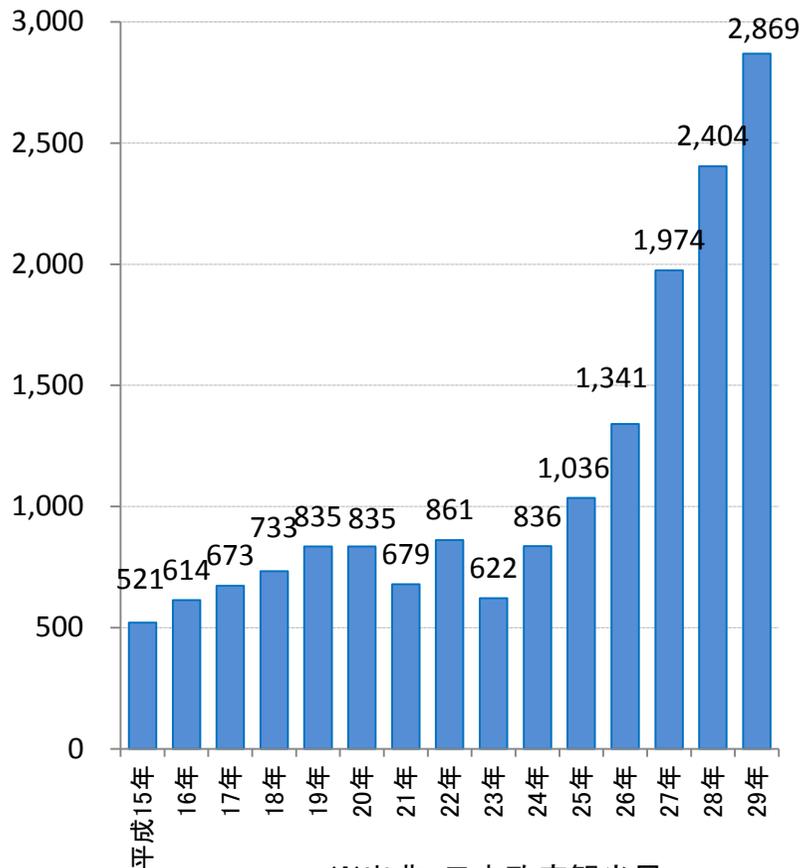


(注) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。各年12月末現在の数値。

訪日外国人の状況変化

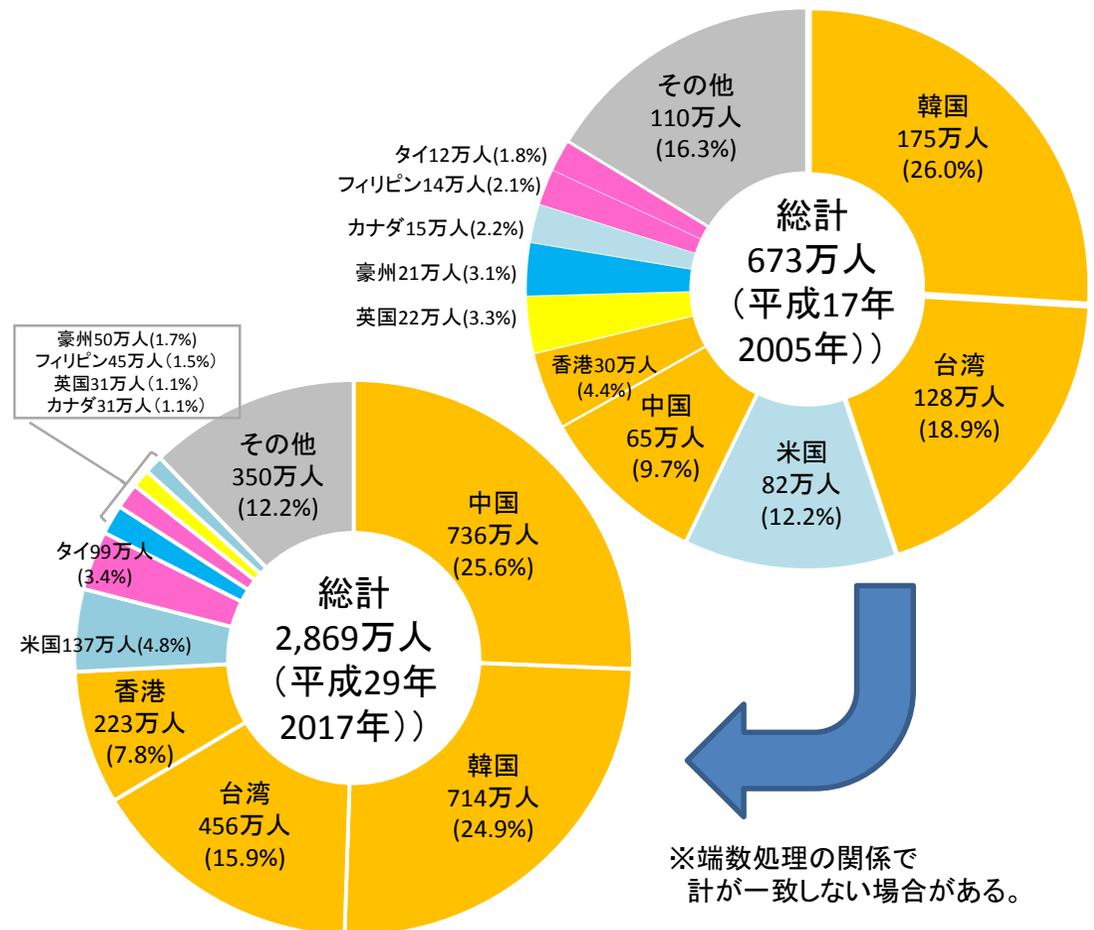
- 平成15年(2003年)のビジット・ジャパン事業開始以来、官民を挙げての訪日外国人促進施策の取組を通じ、訪日外国人数は近年増加傾向。
- 国・地域別の内訳では、東アジア及び東南アジアからの人数が大幅増。

◆ 訪日外国人数の推移



※出典：日本政府観光局

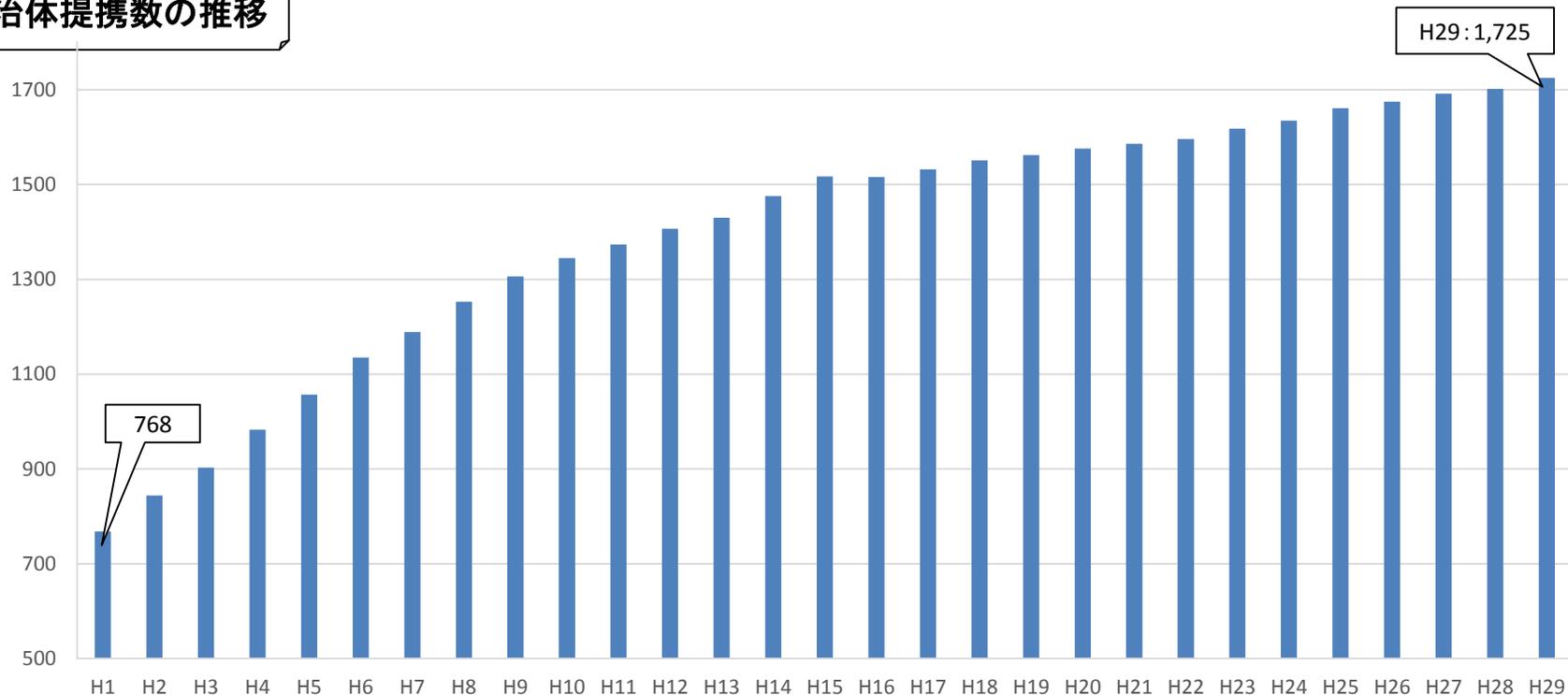
◆ 訪日外国人の国・地域別内訳



1. 自治体間交流等の推進について

自治体国際交流について

姉妹自治体提携数の推移



【提携先の地域別内訳】

平成30年4月1日現在

地域	国・地域数	提携数	国名
北 米	2	522	アメリカ・カナダ
うち アメリカとの提携数 451			
中 南 米	9	80	ブラジル・メキシコ等
欧 州	31	342	ドイツ・フランス・ロシア等
ア ジ ア	14	613	中国・韓国・フィリピン等
うち 中国との提携数 363			
そ の 他	11	168	オーストラリア・エジプト等
合 計	67	1,725	

※「姉妹自治体」の定義(自治体国際化協会の調査対象)

- (1) 両首長による提携書があること
- (2) 交流分野が特定のものに限られていないこと
- (3) 交流するに当たって、何らかの予算措置が必要になるものと考えられることから、議会の承認を得ていること

自治体国際交流表彰(総務大臣賞)について

(1) 事業の趣旨

日本と海外の姉妹自治体提携等に基づく交流活動のうち、創意と工夫に富んだ取組を行っている団体を表彰し広く全国に紹介することによって、自治体国際交流の更なる活性化を図り、地域の国際化に資することを目的とする。総務省と(一財)自治体国際化協会の共催。

平成18年度より表彰を始め、今年度で12回目となる。

(2) 表彰選考の流れ

- ① 地方自治体等の国際交流活動について応募(自薦、他薦を含む)を受付
- ② 自治体国際化協会に、有識者等で構成する審査委員会を設置、応募団体について審査
- ③ 審査委員会での選考結果に基づき、総務省において表彰団体を決定し、総務大臣賞を授与

(3) 第12回 自治体国際交流表彰

○ 審査委員会における選考結果に基づき、以下の3団体に総務大臣賞を授与 ※詳細は別紙

- ① 文京区(東京都)
- ② 浜田市(島根県)
- ③ 高松市(香川県)

○ 5月頃に総務大臣表彰式

(注) 第10回、第11回は副大臣が大臣の代理として表彰状を授与

第12回総務大臣賞受賞団体の交流事業概要

(1)文京区(東京都)(人口:約22万人)(交流相手先:ドイツ連邦共和国カイザースラウテルン市)

○取組の概要

- ・中高生のホームステイ生徒の交換や公式訪問団の派遣・受入れを1983年から実施。また、区内の公園にはカイザースラウテルン市出身の彫刻家の作品を設置するとともに、カイザースラウテルン市にも日本庭園を設置し、両市の市民間で文化や芸術の共有を行っている。
- ・2011年の東日本大震災の際には、文京区が仲介となり、カイザースラウテルン市が被災地へ寄付を実施。また、2016年にカイザースラウテルン市で難民支援が大きな問題となった際には、難民支援のための寄付金の募集を文京区が実施するなど、双方向での取組を継続的に実施している。

○選考の理由

- ・歴史が長く相互支援にも幅がでており、また両都市の信頼関係を背景に大都市らしく多様・多彩な交流事業を実施している。
- ・震災被災者、難民への支援が双方向で実施されており、ふるさと納税利用も革新性がある。難民支援が生まれる気運は、互いの信頼関係と交流が続いていることの現れと言える。

(2)浜田市(島根県)(人口:約6万人)(交流相手先:ブータン王国タシヤンツェ県及び西ブータン地域)

○取組の概要

- ・ブータン王国の要請に基づき、1986年から浜田市の伝統工芸である「石州半紙」^{せきしゅうばんし}に係る技術支援を通じて交流が始まり、ブータン人技術者の所得向上や若者の就業機会の拡大に貢献している。
- ・2013年から市内の美術館での展覧会にブータン王国の児童生徒が描いた作品を展示するとともに、2015年以降、ブータン王国の小・中学生対象の美術教育支援や両国の児童・生徒間で交流を行うなど、ブータン王国と唯一正式に交流提携を結び、交流を継続している。

○選考の理由

- ・人口5万人ほどの自治体が、30年にわたって「石州半紙」の技術協力をを行い、また産業振興の支援へと発展させた取組を評価。
- ・長年にわたる技術協力の取組が相互理解を育む交流事業へとつながり、交流に対する熱意と意欲が感じられる。

(3)高松市(香川県)(人口:約42万人)(交流相手先:フランス共和国トゥール市)

○取組の概要

- ・1988年の姉妹都市提携以来、職員や公式訪問団の相互派遣のほか、近年は親善研修生の派遣など人的交流を継続的に実施している。
- ・特に2009年からは、トゥール市からチーズ職人を招いて小学生を対象に食育講習会を実施するなど食育の分野での交流を開始するとともに、2016年には「史跡高松城跡玉藻公園、ヴィランドリー城、トゥール市3庭園連携協定」を締結し、両市でイベントを開催するなど、人的交流から教育・経済・文化などの分野へと交流を拡大し、市民レベルでも交流の輪を広げている。

○選考の理由

- ・「食育」という取組がユニークであり、双方向性が進んだ活発な交流で、継続性にも期待がもてる。
- ・市民レベルの民間交流を目的として、交流の幅を広げる姿勢を一貫して継続している点が高く評価でき、テーマ性を持った取組は他の模範となり得る。

H25.4 安倍総理によるロシア訪問

首脳会談後の共同声明において、文化・人的交流、大学間交流、スポーツ交流等の様々な分野における交流を拡大することを表明

⇒ 「日露経済交流促進会議」(議長:世耕内閣官房副長官(当時))を設置(H25.8)

→ ロシアとの経済関係を拡大するため、経済協力の具体策などについて協議

H28.5 安倍総理によるロシア非公式訪問(ソチ)

8項目の「協力プラン」(※)を提示

※ 同プランの項目の一つである「人的交流」に「地域間交流」が位置づけ

⇒ 「ロシア経済分野協力推進会議」(議長:野上内閣官房副長官)を設置(H28.9)

→ 関係省庁による8項目の「協力プラン」の具体化などについて協議

H28.12 プーチン大統領訪日

両首脳が地域間交流の活性化等の成果を確認した上で、人的交流を両国関係の更なる発展につなげていくことで一致

日露姉妹都市状況

平成30年3月末現在

都道府県名	自治体名	州・省・県等名	提携自治体名	提携年	都道府県名	自治体名	州・省・県等名	提携自治体名	提携年		
1	北海道		サハリン州	1998	22	山形県	山形市	ブリヤート共和国	ウラン・ウデ	1991	
2	北海道	札幌市	ノボシビルスク州	ノボシビルスク	1990		23	酒田市	イルクーツク州	ジェレズノゴルスク・イリムスキー	1979
3		函館市	サハリン州	ユジノサハリンスク	1997		24	村山市	サハ共和国	ヤクーツク	1992
4			沿海地方	ウラジオストク	1992		25	庄内町	サハリン州	コルサコフ	1992
5		小樽市	沿海地方	ナホトカ	1966	26	東京都		モスクワ市	1991	
6		旭川市	サハリン州	ユジノサハリンスク	1967	27	新潟県	新潟市	沿海地方	ウラジオストク	1991
7		釧路市	サハリン州	ホルムスク	1975	28			ハバロフスク地方	ハバロフスク	1965
8		北見市	サハリン州	ポロナイスク	1972	29		ユダヤ自治州	ピロビジャン市	1992	
9		留萌市	ブリヤート共和国	ウラン・ウデ	1972	30	加茂市	ハバロフスク地方	コムソモリスク・ナ・アムーレ市	1991	
10		稚内市	サハリン州	コルサコフ	1991	31	富山県		沿海地方	1992	
11			サハリン州	ネベリスク	1972	32	石川県		イルクーツク州	1991	
12			サハリン州	ユジノサハリンスク	2001	33	石川県	金沢市	イルクーツク州	イルクーツク	1967
13		紋別市	サハリン州	コルサコフ	1991	34		七尾市	イルクーツク州	ブラーツク	1970
14		名寄市	サハリン州	ドリンスク	1991	35		能美市	イルクーツク州	シエレホフ	1976
15		根室市	サハリン州	セベロクリリスク	1994	36	福井県	敦賀市	沿海地方	ナホトカ	1982
16		石狩市	ハバロフスク地方	ワニノ	1993	37	京都府		レニングラード州	1994	
17		天塩町	サハリン州	トマリ	1992	38	京都府	舞鶴市	沿海地方	ナホトカ	1961
18		猿払村	サハリン州	オジョールスキイ	1990	39	大阪府		沿海地方	1992	
19		青森県		ハバロフスク地方	1992	40	大阪府	大阪市	レニングラード州	サンクト・ペテルブルグ市	1979
20	秋田県		沿海地方	2010	41	兵庫県		ハバロフスク地方	1969		
21	秋田県	秋田市	沿海地方	ウラジオストク	1992	42	兵庫県	洲本市	サンクト・ペテルブルグ市 クロンシュタット区	2001	
					43	鳥取県		沿海地方	2010		
					44	島根県		沿海地方	1991		
					45	広島県	広島市	ボルゴグラード州	ボルゴグラード	1972	

(1) 背景・事業の概要

- 日本とロシアの更なる関係強化を図るため、平成28年5月に安倍総理からプーチン大統領に提示した8項目の「協力プラン」に「人的交流の抜本的拡大」が掲げられ、その主な取組の一つとして「地域間交流」が位置づけられた。
また、同年12月には、両首脳が地域間交流の活性化等の成果を確認した上で、人的交流を両国関係の更なる発展につなげていくことで一致した。
- 官邸の「ロシア経済分野協力推進会議」(議長:野上官房副長官)にて、「協力プラン」の具体化などについて協議。
- このため、現在は極東地域を提携先の中心とする姉妹都市関係を含む「地域間交流」に関し、両国の自治体間交流における新規の交流開始や既存の交流拡大等の先進的取組を通じ、ロシア全土における交流深化を目指す調査を実施するもの(地方自治体に委託)。
※事業終了後も交流を継続・発展することが提案書から確認できることが要件

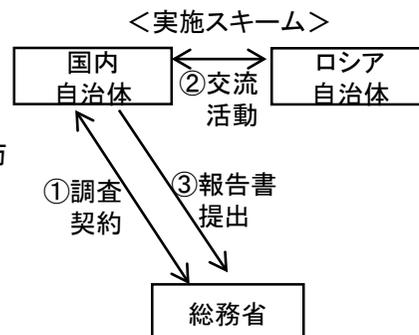
【対象事業】

- ・新規交流事業: 新たな自治体間交流の開始に係る現地での調整等及び交流イベント等を開催する事業
- ・交流拡大事業: 既に自治体間交流を行っているロシア自治体との間において、新たな観点から交流イベント等を開催する事業

※「新規交流事業」と「交流拡大事業」は、原則として、自治体間交流に係る協定や覚書等の締結状況により判断

(2) 事業の詳細(原則として次のとおり)

- 新規交流事業: 上限5百万円
- 交流拡大事業: 上限3百万円
- 対象経費
 - a 交流開始に向けた調整等に係る現地訪問に要する経費(旅費、通訳費等)
 - b 交流イベント等の開催に要する経費(会場・備品費、広報費等)
 - c 通信運搬費、報告書作成費 等
 ※a は新規交流事業のみ対象



(3) 参考

- 日露間の姉妹都市交流の状況：
ロシアの極東地域を相手方とした交流が40件(ロシア全体では45件)
- 8項目の協力プラン：
 - ①健康寿命の伸長、②快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、③中小企業交流・協力の抜本的拡大、④エネルギー、⑤ロシアの産業多様化・生産性向上、⑥極東の産業振興・輸出基地化、⑦先端技術協力、⑧人的交流の抜本的拡大(地域間交流等)

H26.7-8 安倍総理による中南米訪問(メキシコ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、チリ、ブラジル)

⇒日本の中南米施策に係るスピーチにおいて、日系人の現地で築いた信頼に賛辞を呈するとともに、日本と日系社会、若いリーダー達との絆を強化する旨表明。

H26.10 官邸に「中南米経済・文化交流促進会議」(議長:世耕内閣官房副長官(当時))を設置

(H29.5までに10回開催)

・安倍総理訪問の成果を維持・促進

H28.11 安倍総理によるペルー、アルゼンチン訪問

⇒現地日系社会との交流において、日系社会が「日本と中南米の「架け橋」」を担う重要な役割を持つ旨言及。

H29.3 外務省に「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」

(座長:堀坂浩太郎上智大学名誉教授)を設置

⇒日本と中南米日系社会との連携強化に向けた今後の具体的対応策等について提言(H29.5)。

(1) 背景

- 安倍総理による中南米諸国訪問(平成26年及び28年)を契機に、政府内で中南米地域との交流に向けた取組を推進
 - 官邸に「中南米経済・文化交流促進会議」を設置(平成26年10月～、議長:野上内閣官房副長官)
 - 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」(外務省)において、日本と中南米日系社会との連携強化に向けた今後の具体的対応策等について提言(平成29年5月)

(2) 「成長戦略」、「骨太方針」

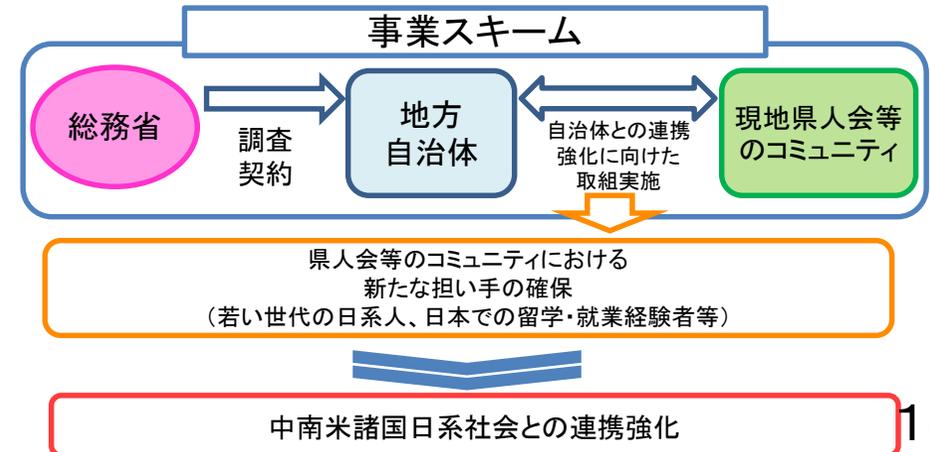
- 中南米諸国等の日系社会と連携して、… 地方公共団体等と連携しながら、日本とゆかりのある方々を含む日系社会とのネットワーク強化のための施策等を拡充・推進する。
 - ※「未来投資戦略2017－Society 5.0の実現に向けた改革－」(成長戦略:平成29年6月)
- 中南米等の日系社会との連携強化等に積極的に取り組む。
 - ※「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(骨太方針:平成29年6月)

<課題>

県人会などの会員の高齢化・減少、日本語能力の低下、日本や「県」への帰属意識の低下
 ⇒近年、中南米諸国において活動する県人会などの自治体ゆかりのコミュニティは縮小傾向

(3) 事業の概要

- 中南米諸国における自治体ゆかりのコミュニティの新たな担い手育成に向け、若い世代の日系人や、留学・就業経験等により日本と関係のある現地人材との交流を強化・促進するための調査を、複数の地方自治体に委託して実施
- <事業内容>
- 日本の地方自治体による県人会等への加入促進に向けたイベントの開催や自治体への訪問・受入れ等の実施
- ※具体的な実施内容は提案募集により決定



自治体職員協力交流事業（LGOTP）

※LGOTP：Local Government Officials Training Program

趣旨

- 日本の地方自治体が海外の地方自治体等の職員を「協力交流研修員」として受入れ、日本の自治体を持つノウハウ、技術を研修員に習得させるとともに、研修員が自治体の国際化施策等に協力することを通じて、地域の国際化を推進する
- 研修員は帰国後、原則として現地の自治体等に復職
⇒文化・経済交流のキーマンとしての活躍が期待、国際的なプレゼンス向上

事業内容

- 受入自治体 都道府県、政令指定都市、市区町村
- 受入期間 6ヶ月から12ヶ月程度（クレアが実施する来日当初約1ヶ月の全体研修を含む）
- 受入場所 各地方自治体の担当部局、試験研究機関等
- 受入職員 海外の地方自治体等の職員で、日本語または英語の会話能力のある者
- 研修内容 東京研修、JIAM研修・・・日本語や日本での生活に関すること、地方自治等専門研修（各自治体での研修分野に応じた専門的な研修）※研修運営は研修先の自治体の裁量
- 研修分野（例） 一般行政、環境、保健・医療、福祉、商工、農林水産、土木・建築など
- 研修員の選考 ① クレア斡旋：自治体の受入希望に基づき、クレアが研修員の募集・選考を行い、候補者を斡旋
② 独自選考：自治体が、姉妹・友好提携都市や交流のある海外自治体等から独自に選考

費用負担・財源

- 受入自治体の費用負担
研修員の往復渡航費、滞在費、研修費等
- 財源措置
都道府県：普通交付税措置
政令指定都市・市区町村：特別交付税措置

スケジュール

- 9月 各地方自治体へ要望調査（～11月）
- 11月～ 研修員の募集、調整
- ～3月 研修員の決定、入国手続き等調整（在留資格等）
- 4月 受入自治体担当者会議
- 5月中旬～ 研修員来日、東京・JIAM研修
- 6月下旬～ 地方自治体での専門研修

自治体職員協力交流事業（LGOTP）の受入れ実績

30年度受入

- 来日研修員26名（10ヶ国）、受入自治体：19団体（8府県、2政令指定都市、8市） ※30.4.1時点
 - ・出身国：中国（7人）、モンゴル（4人）、ミャンマー（4人）、ブラジル（4人）、韓国（2人）、フィリピン（1人）、カンボジア（1人）、ベトナム（1人）、ペルー（1人）、インドネシア（1人）
 - ・研修分野：一般行政（6人）、農業・造園（6人）、水道（4人）、経済・産業（2人）、観光（2人）、教育（2人）、環境（1人）、医療（1人）、国際・友好交流（1人）、国際・平和（1人）

具体例

- 愛知県豊橋市（平成28年度）
 - ・研修員の出身国：フィリピン（多民族の暮らす「るつぼ」と呼ばれているタルラック市）
 - ・研修分野：多文化共生分野
 - ・研修期間：6ヶ月
 - ・主な研修先：豊橋市多文化共生・国際課
 - ・受入れの背景：豊橋市におけるフィリピン人の人口は増加する（豊橋市における外国籍市民の20%を占める）一方で、彼らの行政に対するニーズを把握しきれていない状況であった。
 - ・研修の概要：フィリピン人市民の相談を通訳と一緒に聞くとともに、行政文書のタガログ語翻訳補助を実施
フィリピン人集住地区の小・中学校を訪問し、キャリアについてのプレゼンテーションを実施
フィリピン人市民を対象に市に対する意見や彼らが日々抱える問題等について問うアンケートの実施 等
 - ・研修の成果：豊橋市としては、フィリピン人市民対象アンケートの回収率が昨年度を上回るなど、これまで直接聞くことのできなかつたフィリピン人市民の声を聞くことができた。

受入実績

- 初年度（H8）～H29年度実績累計
来日研修員1,141名（38ヶ国・1地域）、受入自治体：121団体（44都道府県、13政令指定都市、64市町村）

ホストタウンの推進

内閣官房資料

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、**全国の自治体と大会参加国・地域とが相互交流を図りながら、地域の活性化等を推進**する「ホストタウン」の取組を支援します。

■ホストタウン申請・登録の流れ（イメージ）

自治体

申請

内閣官房オリパラ事務局

確認

登録団体の決定・公表

相手国を選び、
交流計画を作成



【登録の要件】

住民等と次に掲げる者との交流等を行う計画があること
※計画が確実かつ大会後も実施される見込みがある場合に登録

大会等に参加するため
来日する選手等

相手国の関係者

日本人
オリンピック・パラリンピアン

[事前キャンプは必須要件ではない]



関係府省庁により、各種支援措置等を通じ、ホストタウンの取組みを支援

(支援措置の例)

- 日本人オリンピック・パラリンピアンや、相手国との調整を行う海外専門家の派遣を希望する自治体と関係機関との間を内閣官房が仲立ちし、交流の推進を支援
- 特別交付税
大会関係者との交流に要する経費などについて、一般財源の1/2を措置
- 地方債（地域活性化事業債）
事前合宿に活用する既存スポーツ施設の改修に要する経費を対象（充当率90%、交付税措置率30%）

■主なスケジュール

平成28年1月

第一次登録団体の公表（登録：44件）

～

平成30年4月

第七次登録団体の公表（登録：9件）

→登録件数の合計227件（自治体数298、相手国・地域95）

今後も2か月に1回の頻度で登録を実施する（年に6回を予定）

【担当】

内閣官房東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会推進本部事務局
安藤、金子、谷口、下新原、本間
tel:03-3581-0163

東京オリンピック・パラリンピックに係る地財措置の考え方について

○ 地域交流等の取組に対する特別交付税措置

(対象団体)

内閣官房オリパラ事務局にホストタウンとして登録された団体

(対象事業)

住民等と大会関係者(大会参加選手、大会参加国等の関係者等)との交流又は当該交流に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものに要する経費

－ 競技体験イベントや講演会の開催経費、交流相手国の事前合宿に関する経費 等

(地方交付税措置)

対象経費の一般財源の50%を措置

○ ホストタウン自治体が行う施設改修に係る地方債措置

(対象団体)

以下のいずれも満たす団体

- ・ 内閣官房オリパラ事務局にホストタウンとして登録された団体
- ・ 公共施設等総合管理計画策定団体

(対象事業)

・ 事前合宿に活用する既存のスポーツ施設を各競技の国際競技連盟(IF)基準に適合させるための改修事業(新設は対象外)

－ グラウンドの芝生化、夜間照明施設の設置、更衣室の整備 等(収益施設は対象外)

(地方債措置)

地域の経済循環の創造に資する事業等、地域の活性化のために必要となる基盤整備事業などに対し、地方債(充当率:90%、交付税措置率:30%)を措置。

全国のホストタウン（1）

都道府県	登録団体	相手国・地域	都道府県	登録団体	相手国・地域	都道府県	登録団体	相手国・地域					
北海道	釧路市	ベトナム	山形県	酒田市	ニュージーランド	栃木県	那須塩原市	オーストリア					
	網走市	オーストラリア		寒河江市・ 山形県	韓国	群馬県	前橋市	ハンガリー、スリラン カ					
	士別市	台湾					上山市	ポーランド	高崎市	ポーランド、ウズベキ スタン			
	名寄市	台湾		村山市	ブルガリア		沼田市	ドイツ					
	登別市	デンマーク		長井市	タンザニア		川場村	米国					
青森県	弘前市	台湾、ブラジル		福島県	天童市・ 山形県		トルクメニスタン	埼玉県	埼玉県・ 所沢市	イタリア			
	三沢市	カナダ			東根市		ドイツ		埼玉県・ 加須市	コロンビア			
	今別町	モンゴル			南陽市		バルバドス		埼玉県・ 新座市	ブラジル			
岩手県	盛岡市	カナダ			茨城県		福島市		スイス	千葉県	さいたま市	オランダ	
	遠野市	ブラジル					会津若松市		タイ		三郷市	ギリシャ	
宮城県	仙台市	イタリア	秋田県				郡山市		オランダ		鶴ヶ島市	ミャンマー	
	白石市・ 柴田町	ベラルーシ				いわき市	サモア		三芳町		オランダ		
	蔵王町	パラオ				猪苗代町	ガーナ		寄居町		ブータン		
秋田県	秋田県・大館 市・仙北市・ 美郷町	タイ				栃木県	茨城県・ 鉾田市		ベトナム		千葉県	千葉県	オランダ
	秋田市・ 秋田県	フィジー					龍ヶ崎市		キューバ、タイ、グア ム、フィジー、			市川市	ブルガリア
	横手市・ 秋田県	インドネシア		笠間市			タイ、エチオピア、台 湾	船橋市	米国				
	鹿角市	ハンガリー		潮来市			台湾	館山市	オランダ				
	大瀧村・ 秋田県	デンマーク		常陸大宮市			パラオ	松戸市	ドミニカ共和国、 ルーマニア				
	山形県	山形市		サモア、台湾、 タイ	坂東市		リトアニア		佐倉市・成田 市・印西市	米国			
米沢市		香港		桜川市	ブルガリア、モンゴル		旭市	ドイツ					
鶴岡市		ドイツ、モルドバ	城里町	モンゴル	市原市		ニュージーランド						
			境町	アルゼンチン									
			栃木県	栃木県	ハンガリー								

全国のホストタウン（2）

都道府県	登録団体	相手国・地域	都道府県	登録団体	相手国・地域	都道府県	登録団体	相手国・地域					
千葉県	流山市	オランダ	神奈川県	厚木市	ニュージーランド	山梨県	西桂町	フランス					
	浦安市	英国		葉山町	英国		忍野村	フランス					
	山武市	スリランカ	新潟県	新潟県・新潟市・長岡市・燕市・五泉市・弥彦村	モンゴル		山中湖村	フランス					
	横芝光町	ベリーズ					新潟市	フランス	富士河口湖町・鳴沢村	フランス			
東京都	文京区	ドイツ		新潟市	フランス	長野県	長野県・長野市・上田市・須坂市・飯山市・下諏訪町・山ノ内町	中国					
	目黒区	ケニア		長岡市	オーストラリア				長野市	デンマーク			
	大田区	ブラジル		柏崎市	モンテネグロ、セルビア				伊那市	東ティモール			
	世田谷区	米国		十日町市	クロアチア				駒ヶ根市	ベネズエラ、ネパール			
	江戸川区	オランダ		妙高市	スロベニア		佐久市	エストニア					
	武蔵野市	ルーマニア		上越市	ドイツ		東御市	モルドバ					
	青梅市	ドイツ	富山県	高岡市	ポーランド		安曇野市	オーストリア					
	府中市	オーストリア、オーストリア		石川県	石川県・小松市		ニュージーランド、ブラジル	立科町	ウガンダ				
			調布市					サウジアラビア	金沢市	フランス	松川町	コスタリカ	
	町田市	南アフリカ	福井県	福井市	スロベニア		岐阜県	岐阜県・高山市・下呂市	英国、フランス、米国				
	東村山市	中国		大野市	東ティモール					岐阜市	スロバキア		
	武蔵村山市	モンゴル		鯖江市	中国					羽島市	スリランカ		
神奈川県	神奈川県・小田原市・大磯町・箱根町	エリトリア、ブータン	山梨県	甲府市	フランス	各務原市・岐阜県			英国				
				横浜市	英国、チュニジア、イスラエル					富士吉田市・山梨県	フランス	八百津町	イスラエル
				川崎市	英国					山梨市	ドイツ		
	相模原市	ブラジル、カナダ		北杜市	フランス		静岡県	静岡市		スペイン、台湾			
	平塚市・神奈川県	リトアニア	笛吹市	タイ	甲州市	フランス							
	小田原市	モルディブ	甲州市	フランス									

全国のホストタウン（3）

都道府県	登録団体	相手国・地域	都道府県	登録団体	相手国・地域	都道府県	登録団体	相手国・地域
静岡県	浜松市	ブラジル	滋賀県	米原市・滋賀県	ニュージーランド	奈良県	天理市	フランス
	三島市	米国		舞鶴市	ウズベキスタン		橿原市・奈良県	カザフスタン
	富士宮市	スペイン	京都府	亀岡市	オーストリア	和歌山県	和歌山県・和歌山市	オーストラリア、カナダ
	島田市	モンゴル、シンガポール		京丹後市	韓国、オーストラリア		和歌山県・那智勝浦町・串本町	トルコ
	焼津市	モンゴル		大山崎町	スイス	鳥取県	鳥取県・鳥取市	ジャマイカ
	掛川市	台湾		京丹波町	ニュージーランド		島根県	松江市
	藤枝市	イタリア	大阪府	大阪市	オーストラリア			奥出雲町
	御殿場市	台湾、韓国		池田市	ロシア		邑南町	フィンランド
	下田市	米国		茨木市	オーストラリア	岡山県	岡山市	ブルガリア
	伊豆の国市	モンゴル		泉佐野市	ウガンダ、モンゴル		倉敷市	ニュージーランド
牧之原市	中国、米国	箕面市	ニュージーランド	真庭市	ドイツ			
愛知県	名古屋市	フランス、カナダ、ウズベキスタン	兵庫県	兵庫県・姫路市	フランス		美作市	ベトナム
		豊橋市		ドイツ、リトアニア	兵庫県・三木市	フランス	神戸市	英国、オーストラリア、クロアチア、カナダ、ネパール
	半田市	中国		奈良県	奈良市	オーストラリア		明石市
	豊田市	英国			奈良県	大和郡山市・奈良県	シンガポール、香港	
	稲沢市	ギリシャ	加古川市			ブラジル	西脇市	オーストラリア
	美浜町	シンガポール	香美町		フランス	三重県		四日市市
三重県	滋賀県	滋賀県・大津市	デンマーク		滋賀県		滋賀県・甲賀市	シンガポール
		守山市・滋賀県	トルコ					

全国のホストタウン（４）

都道府県	登録団体	相手国・地域	都道府県	登録団体	相手国・地域	都道府県	登録団体	相手国・地域		
広島県	広島県・広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・府中市・三次市・庄原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町・世羅町・神石高原町	メキシコ	徳島県	徳島県・那賀町	ドイツ	福岡県	福岡県・柳川市・みやま市・みやこ町・築上町	米領サモア、パラオ、クック諸島、パプアニューギニア、ミクロネシア、サモア、フィジー、ソロモン諸島、グアム、トンガ、キリバス、ツバル、マーシャル諸島、バヌアツ、ナウル		
			香川県	香川県・丸亀市・坂出市	ブラジル、デンマーク、エストニア、フィンランド、ルウェー、カナダ			北九州市	タイ	
				高松市	台湾				飯塚市	南アフリカ
				東かがわ市	香港					田川市
			愛媛県	愛媛県・松山市	台湾			宗像市	ブルガリア、ロシア	
				西条市	オーストリア				佐賀県	佐賀県・佐賀市・嬉野市
			高知県	高知県	キルギス			佐賀県		佐賀県
				高知県・高知市	トンガ				長崎県	長崎県・長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・壱岐市・雲仙市・南島原市・川棚町
				高知県・南国市	シンガポール					
				高知県・須崎市	オーストラリア、チェコ					
			高知県・宿毛市	オランダ						
			山口県	山口県・山口市・宇部市 萩市 防府市 岩国市 長門市	スペイン 英国 セルビア 米国 トンガ	土佐町・本山町・須崎市・高知県	ハンガリー	福岡県	福岡県・福岡市 福岡県・久留米市	スウェーデン、ルウェー
						福岡県	ケニア			
						熊本県	熊本県			インドネシア
長崎県	長崎県・島原市	スペイン								
長崎県	長崎県・諫早市	フィリピン								
徳島県	徳島県	カンボジア								

全国のホストタウン（5）

都道府県	登録団体	相手国・地域
大分県	大分県	ニュージーランド
大分県	大分県・大分市	ポルトガル、ロシア、イタリア、米国、ハンガリー、ルーマニア、ウクライナ
	大分県・大分市・別府市	フィジー
	大分県・中津市	マレーシア
	大分市	スイス
	別府市	ニュージーランド
宮崎県	宮崎県・宮崎市・延岡市・小林市	ドイツ
	宮崎県・宮崎市	英国
	宮崎県・宮崎市・日南市・西都市	イタリア
	都城市	モンゴル
	日向市	米国
	鹿屋市	スロベニア、タイ
鹿児島県	大崎町	台湾
	沖縄市	ニュージーランド

地方公務員海外派遣プログラム(海外武者修行プログラム)

概要

- スキーム : 各地方自治体が、創意工夫に基づき、総務省やCLAIRの支援を受けながら、自主的に国際的な人材を育成することを実現(海外研修の具体的内容は各地方自治体の判断で決定)
- 派遣期間 : 約4か月(国内での研修を含む)
- 派遣対象国 : 限定はないが、CLAIRの支援は当面の間、米国及び英国
- 派遣対象職員 : 一定の英語力を有する者

役割分担

- 総務省 : プログラムのとりまとめ・・・実施要綱の策定、PR、派遣職員の募集・決定、相談窓口など
: 国内におけるサポート・・・事前研修、事後研修など
- CLAIR : 海外におけるサポート・・・海外派遣中の各種活動支援など
- 地方公共団体 : プログラムの実施主体

平成29年

平成30年

9月

12月

5月

6月

7月

8月

9月

派遣職員募集

派遣職員決定

事前
研修
2日間

- ・講義
- ・意見交換会
- ・交流会 等

総務省による
サポート

海外派遣

地方自治体(派遣職員)自らが、その創意工夫によって、海外派遣の具体的内容を企画し、取り組む武者修行研修
約3か月

- ・自主テーマに基づく研究
- ・サマースクール(専門分野又は語学)
- ・関係機関/企業団体訪問・ネットワーキング
- ・海外自治体等での訪問研修
- ・国際交流・実務の実践(CLAIR事務所業務体験) 等

CLAIRによるサポート
(サポート対象国は、アメリカ、イギリス)

事後
研修
1日間

- ・事前に各自
レポート作成
- ・成果報告会

総務省による
サポート

地方公務員海外派遣プログラム(海外武者修行プログラム)の実績

29年度の受入れ(5名)

- * 大分県・商工労働部経営創造・金融課(英国・ロンドン市、バーミンガム市ほか)
「英国における各地域の産業政策に係る現状や課題、対応策に関する調査及び語学研修の実施」
- * 茨城県境町・秘書公室秘書広聴課(米国・ニューヨーク市、シアトル市ほか)
「国際交流やインバウンドを中心とする国際関係施策を遂行するための調査及び民間活力導入のための調査」
- * 群馬県高崎市・財務部納税課(米国・ニューヨーク市、ワシントン市ほか)
「米国税制度および市民の納税意識の調査と比較及びコロンビア大学付属語学学校での語学学習」
- * 兵庫県伊丹市・市民自治部環境政策室公園課(英国・ロンドン市、エディンバラ市ほか)
「公園施設、運営、管理についての調査及び語学研修」
- * 広島県広島市・都市整備局緑化推進部緑政課(米国・ニューヨーク市、ポートランド市ほか)
「アメリカ、カナダにおける緑化推進施策を中心とした調査及びLSIニューヨーク校での語学研修」

25年度～28年度までの実績

【25年度:8名】

・静岡県、兵庫県、札幌市、浜松市、豊田市、近江八幡市、伊丹市、広島市

【26年度:8名】

・静岡県、兵庫県、札幌市、高崎市、豊田市、近江八幡市、伊丹市、広島市

【27年度:10名】

・静岡県、兵庫県、高崎市、飛騨市、豊田市、近江八幡市、大阪市、芦屋市、伊丹市、広島市

【28年度:8名】

・大分県、沖縄県、札幌市、高崎市、豊田市、近江八幡市、伊丹市、広島市

2. 地域における多文化共生について

総務省の取組：多文化共生推進プラン

「多文化共生の推進に関する研究会」報告書の概要(平成17年度)
⇒ 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)

①コミュニケーション支援

地域における 情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保 等

日本語および日本社会に関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

②生活支援

居住

多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等

教育

学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等

労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等

医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け等

③多文化共生の地域づくり

地域社会に対する 意識啓発

日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等

外国人住民の 自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

多文化共生施策の推進体制の整備

地方自治体の体制整備

地域における各主体の役割分担と 連携・協働

多文化共生所管課を中心として、分野ごとに所管省庁の施策を踏まえた各部局の施策の連携を図り、指針・計画を策定 【都道府県:94% 指定都市:100%】(平成28年4月1日現在)

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

多文化共生に関する指針・計画の策定状況〔H30(2018).4.1時点〕

○ 地方自治体全体：約46%の団体が策定

○ 都道府県：約96%の団体が策定

※ 未策定は、青森県、山口県。

○ 指定都市：100%、市（指定都市除く）：約67%、区：約78%の団体が策定

○ 町：約26%、村：約13%の団体が策定

回答	都道府県	指定都市	市（指定都市除く）	区	町	村	全体
1.多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	17(36%)	9(45%)	65(8%)	6(26%)	2(0%)	0(0%)	99(6%)
2.国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	19(40%)	9(45%)	58(8%)	2(9%)	7(1%)	0(0%)	95(5%)
3.総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	9(19%)	2(10%)	397(51%)	10(43%)	188(25%)	23(13%)	629(35%)
策定している(計)	45(96%)	20(100%)	520(67%)	18(78%)	197(26%)	23(13%)	823(46%)
4.策定していないが、今後策定の予定がある	2(4%)	0(0%)	19(2%)	3(13%)	17(2%)	1(1%)	42(2%)
5.策定しておらず、今後策定の予定もない	0(0%)	0(0%)	232(30%)	2(9%)	530(71%)	159(87%)	923(52%)
策定していない(計)	2(4%)	0(0%)	251(33%)	5(22%)	547(74%)	160(87%)	965(54%)
総 計	47(100%)	20(100%)	771(100%)	23(100%)	744(100%)	183(100%)	1788(100%)
自治体数	47	20	771	23	744	183	1788

(注)平成30年4月総務省自治行政局国際室調査による。(平成30年4月1日現在)

多文化共生事例集の公表(平成29年3月)

背景

平成18年3月:総務省において「地域における多文化共生推進プラン」(※)を策定し、地方自治体に通知

(※)地方自治体において、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定する際に参考となる考え方を整理したもの

⇒ 同プラン策定・通知から10年が経過し、外国人住民の多国籍化・高齢化など外国人を取り巻く状況も変化

優良な取組の全国的な普及・展開が必要

多文化共生事例集
多文化共生推進プランから10年
共に拓く地域の未来

(1)コミュニケーション支援(9事例)

① 多言語・「やさしい日本語」による情報提供(6事例)

- ・外国人からの119番通報時や、災害・救急現場における外国人との対応時に、民間の通訳を介した多言語対応を実施
- ・災害発生時に母国語を問わず広く情報を伝えることのできる、外国人にわかりやすい「やさしい日本語」の研究・公表 など

② 大人の日本語学習支援(3事例)

- ・地域生活に密着する「生きた日本語」の学習機会の提供
- ・地域の日本人住民が外国人住民の日本語学習を支援するボランティアとして参加し、住民同士の交流の場にもなっている日本語教室の運営 など

(2)生活支援(28事例)

① 居住(2事例)

- ・多言語による相談が可能な不動産業者の紹介
- ・入居後のトラブル等に関する多言語での相談窓口の運営

② 教育(10事例)

- ・就学前の外国人の子どもを対象に初期の日本語指導及び学校生活指導を行う「プレスクール」の実施
- ・外国人の子どもへの不学解消を図るための継続した実態調査や就学支援等の実施
- ・外国籍親子の放課後の居場所づくり など

③ 労働環境(4事例)

- ・日本に移住した外国人を親に持つ第2世代による第2世代のための就職支援
- ・介護職を希望する外国人に対する資格取得支援や就業支援 など

④ 医療・保健・福祉(6事例)

- ・外国人患者と医師との間の円滑な意思疎通のために派遣される医療通訳の仕組みづくり
- ・多様な出身国のスタッフによる外国人高齢者に対する介護・福祉サービスの提供 など

⑤ 防災(6事例)

- ・外国人住民が企画・運営する防災訓練の実施
- ・外国人住民の中心となって活動するとともに、日本人住民とのパイプ役を担う「外国人防災リーダー」の育成
- ・災害時における外国人支援サポーターの相互派遣 など

(3)多文化共生の地域づくり(9事例)

① 地域社会における多文化共生の啓発(4事例)

- ・外国人住民を含む地域住民が農作業等を通じて交流を深めるガーデンの開設
- ・留学生やJETプログラム参加者などの外国人住民による地域の子どもたちへの異文化交流体験の提供 など

② 外国人住民の自立と社会参画(3事例)

- ・外国人住民が企画・運営する街歩きツアー等のイベントの実施 など

③ 多文化共生に関わる体制づくり(2事例)

- ・多文化共生担当部局に限らず幅広い分野の自治体職員等を対象とした多文化共生に関する研修の実施 など

(4)地域活性化やグローバル化への貢献(6事例)

① 地域活性化への貢献(3事例)

- ・日本在住歴の長い外国人住民が、日本人には自国の文化を、外国人には日本の文化を伝えることを通じ、地域の国際化に貢献
- ・外国人の視点から見た地域の魅力をSNS等により発信 など

② グローバル化への貢献(3事例)

- ・外国人が発掘した新たなアウトドア観光メニューにより、通年観光が実現し、雇用機会の創出に貢献
- ・地域の留学生と企業をマッチングする会議の開催を通じ、地元企業の海外進出等に貢献 など

多文化共生に関連する直近の国の方針

経済財政運営と改革の基本方針2016について(抄)(「骨太の方針2016」)(平成28年6月2日閣議決定)

2-2(3)④外国人材の活用

高度外国人材の受入れを拡大するため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設など諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備するとともに、高度人材ポイント制の要件の見直し・利用促進、日本での就労希望者(留学生、ODA等による高度人材育成事業対象校の外国人学生、JETプログラム終了者等)と採用意欲の高い企業側のマッチング支援、JETプログラムの拡充、外国人留学生の日本における就職の5割への引上げ、外国人の子供の教育環境を含む生活環境整備を進める。

経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れを拡大するとともに、オリンピック・パラリンピック関連事業の円滑な執行に向けて建設分野の外国人材を受け入れる制度等を活用する。

また、外国人の就労状況を把握する仕組みを改善しつつ、オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化を進める。

さらに、経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。

日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—(抄)(平成28年6月2日閣議決定)

外国人材の活用

- ①高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討
- ②外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化
- ③グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進
- ④在留管理基盤強化と在留資格手続きの円滑化・迅速化
- ⑤外国人受入れ推進のための生活環境整備

・外国人の受入れ推進のためには、在留管理制度上の取組のみならず、外国人が日本で生活していくために必要な環境整備を進めていく必要がある。特に、教育環境については、日本の一般的な公立学校においても日本語指導を受けながら学校生活を過ごせるよう、可能な限り早期に日本語指導を必要とする外国人児童生徒の日本語指導受講率100%を目指すとともに、特に日本語指導の必要な外国人児童生徒の多い地域においては「JSLカリキュラム」における指導が確実に実施されるようにする。

・また、医療機関、銀行、電気・ガス事業者等に対して、外国語対応が可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行うよう関係省庁から働きかけるとともに、特に「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」については本年度中に40か所程度へ拡充する等、生活環境の整備を進める。

(外国人材受入れの在り方検討)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

多文化共生に関連する直近の国の方針

経済財政運営と改革の基本方針2017(抄) (「骨太の方針2017」) (平成29年6月9日閣議決定)

2-1(1)⑤外国人材の受入れ

高度外国人材を更に積極的に受け入れるため、企業における職務等の明確化と公正な評価・処遇の推進、英語等でも活躍できる環境など就労環境の整備、日本語教育の充実など生活面の環境整備、マッチング支援、日本版高度外国人材グリーンカードの活用等を進める。

さらに、経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的に真摯に検討を進める。

未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革(抄) (平成29年6月9日閣議決定)

外国人材の活用

- ①高度外国人材の更なる呼び込み
- ②生活環境の改善

必要とする全ての外国人子弟(小・中学生)に日本語と教科の統合指導(JSL(Japanese as a Second Language)カリキュラム)を可能な限り早期に提供するとともに、生活者としての外国人のための日本語教育の充実を加速させる。また、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を2020年までに100か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指すとともに、外国語対応が可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行う。

- ③就労環境の改善
- ④外国人留学生の就職支援
- ⑤グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進
- ⑥建設及び造船分野における外国人材の活用
- ⑦在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化
- ⑧外国人材受入れの在り方検討

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

多文化共生に関連する直近の国の方針

経済財政運営と改革の基本方針2018(抄) (「骨太の方針2018」) (平成30年6月15日閣議決定)

4 新たな外国人材の受入れ

(3) 外国人の受入れ環境の整備

今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革(抄) (平成30年6月15日閣議決定)

2-3. 外国人材の活躍推進

(3) 新たに講ずべき具体的施策

- i) 高度外国人材の受入れ促進
- ii) 新たな外国人材の受入れ

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。

iii) 外国人の受入れ環境整備

① 生活環境の改善

多言語翻訳システムなどICTの活用促進等により、外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細やかな就学相談や充実した日本語指導等を実施する。

② 就労環境の改善

③ 在留資格手続きの円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

④ 総合的対応策の抜本的見直し

災害時の外国人への対応に関する多文化共生施策のこれまでの動き

- 平成18年3月 **地域における多文化共生推進プラン** の策定(総務省)
- 平成18年度 多文化共生マネージャー制度の創設
(自治体国際化協会(クレア)、全国市町村国際文化研修所(JIAM))
- 平成19年3月 **多文化共生の推進に関する研究会報告書2007** の公表(総務省)
- 平成23年3月 東日本大震災
- 平成24年7月 **防災対策推進検討会議報告書** の公表
(中央防災会議防災対策推進検討会議)
- 平成24年12月 **多文化共生の推進に関する研究会報告書** ~災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて~
の公表(総務省)
- 平成28年12月 **情報難民ゼロプロジェクト報告** の公表(総務省)
- 平成29年3月 **多文化共生事例集** ~多文化共生プランから10年 共に拓く地域の未来~ の策定(総務省)

「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」報告書(平成30年3月公表)概要

はじめに / 第1章 災害時の外国人対応に関する施策のこれまでの動き

- 近年、外国人住民数が増加している中、大きな被害をもたらす自然災害が頻発に発生している状況。
- 総務省では「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(平成28年12月)において、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援する「災害時外国人支援情報コーディネーター」の配置が示された。
- これを受け、「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」を設置。(平成29年5月)
- 災害時における外国人対応に関し、以下の3つが大きな課題とされた。
 - ① 言語の壁がある、② 背景知識が不足している、③ ニーズが多様である(食生活、習慣等)

第2章 災害時の外国人対応に関する調査結果※1

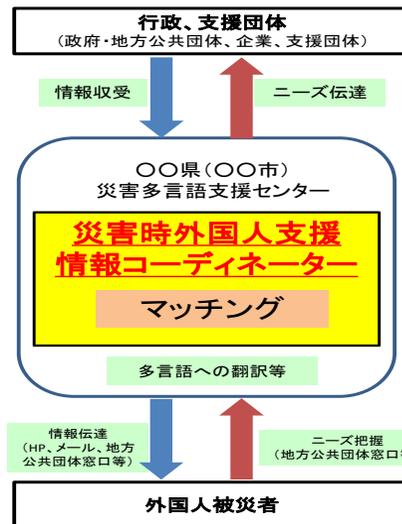
- 都道府県・政令指定都市において、約8割の団体※2が災害多言語支援センター等の外国人支援体制を整備済みである。
- 地域国際化協会は、地域のボランティアや日本語教室等と多様なつながりを持っており、災害時における外国人支援にあたり、その果たす役割は大きい。
- 災害時の外国人住民のニーズ把握方法としては、地域国際化協会等の活用や窓口での情報収集、避難所への巡回等が多い。
- 地方公共団体が災害時に外国人に期待する協力分野は、通訳・翻訳のボランティアが最も多い。

※1 都道府県・政令指定都市・312市区町村(抽出)、都道府県の地域国際化協会を対象としたアンケート(平成29年3月 総務省実施)より。

※2 協定に基づくものが6割程度、協定に基づかないものが2割程度。

第3章 災害時外国人支援情報コーディネーターの概要

- 災害時における外国人被災者への情報伝達に関する課題としては、
 - ・ 災害時に行政等から提供される情報は膨大
 - ・ 外国人のニーズ・求める情報は多様であることがあげられる。
- 情報コーディネーター※1は、災害多言語支援センター等において、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、外国人被災者のニーズとのマッチングを実施※2。
- 災害時に円滑に情報コーディネーター制度を機能させるために、平常時から関係団体等※3の間で連携を図っていくことが重要。
- まずは都道府県及び政令指定都市で配置可能な体制が確保されることが期待される。



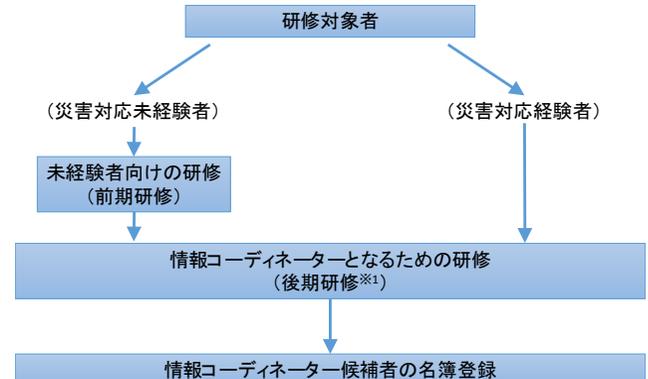
※1 情報コーディネーターの担い手は、都道府県・政令指定都市から推薦された者を想定。具体的には、地域の実情に応じて、日頃から外国人対応に習熟している地方公共団体の職員、地域国際化協会や市区町村の国際交流協会の職員など。

※2 情報コーディネーターは、外国人被災者からニーズを直接把握したり、必要な情報を翻訳して外国人被災者に伝達したりするスタッフと連携して活動することが想定される。

※3 連携を図る関係団体としては、行政、地域国際化協会、多文化共生マネージャー、NPO、社会福祉協議会等が考えられる。

第4章 災害時外国人支援情報コーディネーター制度の仕組み

- 情報コーディネーターを養成するため、既存の研修の活用を含めて必要な研修が実施されることが望ましい。
- 情報コーディネーターとして誰を配置可能か管理しておくため、研修修了者を掲載する情報コーディネーター候補者の名簿を作成すべき。



※1 後期研修は、「災害多言語支援センター等の役割や運営」や「災害時における外国人被災者への情報伝達」に関する研修のほか、ロールプレイ等を予定。

平成30年度「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」について

日 程	平成31年2月21日(木)～22日(金)の2日間
対 象	<p>地方公共団体、地域国際化協会、市区町村の国際交流協会の職員等で、以下のいずれかの要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に外国人支援にかかる対応を行った経験を有する者 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害時における外国人への支援セミナー」(全国市町村国際文化研修所(JIAM)・一般財団法人自治体国際化協会共催)を修了した者(今年度修了見込み者を含む) <p>※ 平成30年度「災害時における外国人への支援セミナー」(10月31日(水)～11月2日(金))は、8月中旬頃から参加者の募集がなされる予定です。当該セミナーに関するお問い合わせはJIAM(ホームページ: www.jiam.jp又は電話:077-578-5932)までお願いいたします。</p>
定 員	40名程度を想定
研修内容 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における外国人被災者への情報伝達について ・ 情報コーディネーターに期待される役割について(模擬訓練を含む) 等 <p>※ 研修内容については、今年度実施される上記「災害時における外国人への支援セミナー」の内容等を踏まえ、その詳細を決定することとしております。詳細が決まり次第、別途お知らせいたします。</p>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者の推薦については、総務省より都道府県及び政令指定都市あてに依頼しているところです。まずは2020年を目処に、都道府県及び政令指定都市において、情報コーディネーターの配置が可能となるよう、受講者の推薦についてご検討いただきますようお願いいたします。 ・ 本研修で配布する資料については、研修の実施後、総務省ホームページにて掲載する予定ですので、適宜ご活用いただきますようお願いいたします。 ・ なお、受講費用については無料です。(ただし、旅費、宿泊費、食費は自己負担となります。)

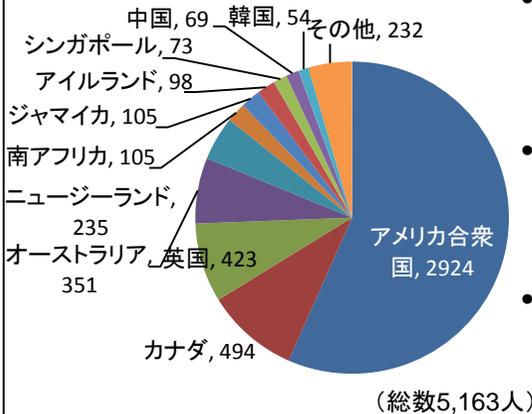
3. JETプログラムの活用について

JETプログラムについて “The Japan Exchange and Teaching Programme”

JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラム
 ⇒平成30年で**設立32年**：累計で世界67か国から約66,369人の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**
 ⇒**小学校での英語教育早期化やオリンピック・パラリンピック向けの国際交流（ホストタウン等）などに有為な人材を供給**

(1) 平成29年度の状況

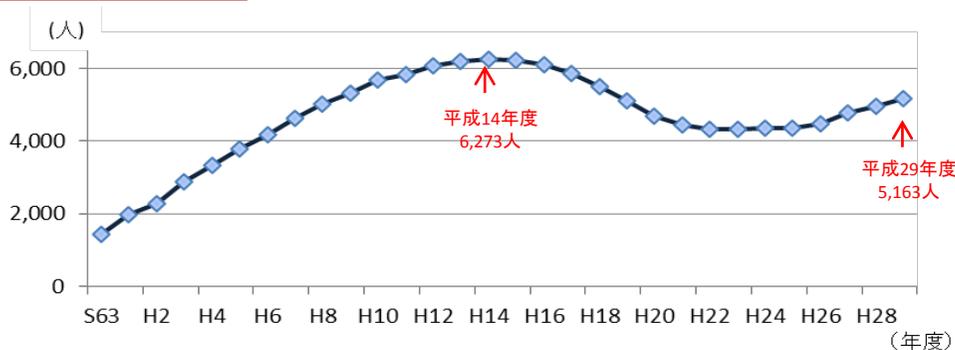
◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- **ALT** (Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : 4,712人
 ⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR** (Coordinator for International Relations: 国際交流員) : 443人
 ⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA** (Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : 8人

◆ 招致人数の推移



(2) 地方財政措置

(金額はH29年度)

◆ 都道府県

- **地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、普通交付税措置**
 (標準団体(人口170万人)の場合、約2億4千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- **私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置**
 (算定：地方単独事業で一人上限590万円×0.5)

◆ 市町村

- **地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置**
 (標準団体(人口10万人)の場合、118万円+JET参加者数×472万円)
- **JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置**
 (算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。

＜業務内容例＞

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

(Assistant Language Teacher)

・学習指導要領が改訂され、小学生の英語教育が強化 ⇒市町村における計画的なJET-ALTの増員・新規導入を促進

◆ 新学習指導要領(外国語) <平成28年改訂、平成30・31年度移行期間、平成32年度全面実施 >

	現在	平成30・31年度	平成32年度
・小学校5・6年生	外国語活動35時間(週1コマ)	⇒ 外国語活動 50時間	⇒ 外国語(教科)70時間(週2コマ) <倍増>
・小学校3・4年生	なし	⇒ 外国語活動 15時間	⇒ 外国語活動 35時間(週1コマ) <新規>

授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。(新学習指導要領(抜粋))



群馬県
みなかみ町



和歌山県
広川町

J E T - A L T に期待される役割・業務 (メリット)

- ① ネイティブならではの授業のサポート
- ② 学校活動への参加を通じた子供たちの国際感覚の養成
- ③ 地域社会との顔の見える関わりも

授業以外でも様々な
場面で活躍

さまざまな国からの外国語指導助手（ALT）の配置

・JETプログラムでは、世界の多様性を児童・生徒や地域の方々が実感できる機会をつくるため、英語の外国語指導助手（ALT）を12か国から招致

2017年度英語圏12か国のALTの人数

	全国	福山市
①アメリカ合衆国(1987)	2,800	6
②英国(1987)	395	2
③オーストラリア連邦(1987)	331	2
④ニュージーランド(1987)	225	1
⑤カナダ(1988)	469	1
⑥アイルランド(1988)	92	1
⑦南アフリカ共和国(1997)	105	1
⑧シンガポール共和国(1999)	59	1
⑨ジャマイカ(2000)	105	1
⑩バルバドス(2002)	10	1
⑪トリニダード・トバゴ共和国(2004)	46	1
⑫フィリピン共和国(2014)	51	2
合計	4,688	20

* ()内は招致開始年度

* 要望をいただければ、これら12か国以外の国からも招致できます。(例:富山県砺波市(チューリップの有名なオランダから))

●広島県福山市

・平成29年(2017年)9月現在、20人のJET-ALTを任用。
・平成29年度(2017年度)に9人増員するのにあわせ、12か国すべてからの招致を最優先にしたいとの要望をいただき、実現。



2017年度から福山市で任用された9か国9人のJET-ALT

外国人観光客誘致（インバウンド）における国際交流員(CIR)の活用

(Coordinator for International Relations)

- ・近年増加している外国人観光客の誘致においてもCIRが活躍
- ・外国人の視点から各地域の観光資源の発掘し、効果的に地域の魅力をPR

● 島根県邑南町（おおなんちょう）

- ・SNS（フェイスブック、インスタグラム）を使った英語による情報発信
- ・外国人観光客が町内のイベントに参加するツアーの支援
- ・農家民泊の体験メニューの開発の支援
- ・町民向け英会話教室の実施（簡単な観光案内ができるように）



中国からの留学生(左)に
神楽体験を案内するアメリカからの国際交流員(右)



フェイスブックを使った
神楽に関する情報発信

オリ・パラ等をきっかけとした国際交流員（CIR）の活用

● 京都府大山崎町（ホストタウン相手国：スイス）

- ・スイスのフェンシングクラブとの連絡、訪問の日程調整
- ・大山崎町スイスフェア(ホストタウン事業)でイベント実施、スイス文化の紹介
- ・国際理解講座の開催
- ・町広報誌の記事作成と記念誌の外国語への翻訳



「大山崎町スイスフェア2017」におけるスイスの紹介
(左から2人目がスイスからの国際交流員)

大山崎町ホストタウン事業
町制施行50周年記念事業

9月24日(日)
午後1時～4時
会場=天王山夢たる公園
会場電車/大山崎山手駅から徒歩11分
大山崎インテリオンセンターエントランスで 西尾園遊園地下(大山崎山手駅西側)

大山崎町スイスフェア2017
～アルプホルンとヨーデルの夢～
来日中のスイス人アルプホルン奏者
リザ・シュトルさん

アマムスレ・クヴァンテット
(伊藤啓子さん、黒川新穂子さん、大口愛純さん)

【主なイベント内容】
★スイスの伝統音楽の演奏
リザ・シュトルさん(アルプホルン奏者)
伊藤 啓子さん(ヨーデル歌手)ほか
★ホストタウン事業の紹介
★スイスの輸入食品や菓子などの販売
★スイス料理ラクレットの美観販売
★皆さんで楽しむ「スイス・クイズ!」
(お土産品をプレゼント!)

入場=無料

スイス伝統の焼き菓子
スイスの輸入食品や菓子
伝統料理の美観販売

後援 在日スイス大使館、京都府
主催 大山崎町教育委員会・大山崎町

スポーツ国際交流員(SEA)の活用

(Sports Exchange Advisor)

主に地方公共団体に配属され、特定種目のスポーツ専門家として、スポーツトレーニング方法やスポーツ関連事業の立案の補助などを通じて、国際交流活動に従事します。

(H29.7現在 4自治体8人)



長崎県大村城南高校 (ボート)



長崎県大村城南高校 (ボート)



長崎県大村城南高校 (ボート)



北海道東川町 (サッカー)



北海道東川町 (サッカー)



北海道東川町 (スキー)